

## 宮古島市スポーツ観光交流拠点施設ネーミングライツスポンサー募集要項

宮古島市では、民間事業者との協働の下に、本市が所有する施設を有効に活用し、施設維持管理に関する財源確保及び観光振興に寄与することを目的として、「宮古島市スポーツ観光交流拠点施設」への愛称を命名する権利（ネーミングライツ）について、下記のとおりスポンサー企業を募集します。

### 記

#### 1 対象施設

- (1) 施設名 宮古島市スポーツ観光交流拠点施設
- (2) 所在地 宮古島市平良字下里2511番地35
- (3) 施設概要 別添の「施設概要」のとおり

#### 2 募集条件

- (1) ネーミングライツ料  
年額500万円以上  
契約希望期間

契約開始は、令和2年4月1日とし、契約期間は3年以上5年以内とする。  
看板等の設置については、契約社の決定後調整します。

- (2) 応募資格

令和元年10月末日現在で沖縄県内に登記簿上の本社、支店、事業所を有する法人その他の団体

なお、以下の項目に該当するものを除きます。

- ① 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に掲げる暴力団等及びそれらの利益となる活動を行うもの
- ② 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に該当するもの
- ③ 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）等に基づく再生又は更生手続きを行っているもの
- ④ 貸金業法（昭和58年法律第32号）第2条に規定する貸金業に該当するもの
- ⑤ 公序良俗に反するもの
- ⑥ 国税又は地方税を滞納しているもの
- ⑦ 法律等に違反し、又は抵触すると認められるもの
- ⑧ その他、ネーミングライツスポンサーとして適当でないと市が認めるもの

(3) 施設の愛称

市民や利用者に親しまれ、宮古島市スポーツ観光交流拠点施設にふさわしい愛称とします。ただし、以下の点には十分ご留意してください。

- ① 愛称に『宮古島』もしくは『みやこじま』の文字を入れること。
- ② 公共性、中立性が保たれ、品位を損なうものでないものとする。
- ③ 社会通念上ふさわしくないものであってはならない。
- ④ 商標権、肖像権、著作権など権利関係については、応募者側において問題を解決し対処すること。それらに関する紛争が生じた場合には、応募者側の責任において対応するものとし、本市は責任を負わない。
- ⑤ 契約期間内の愛称変更はできません。
- ⑥ 募集する名称は施設の愛称であることから、条例で定める施設の名称変更は行いません。

(4) スポンサーメリット（主な特典）

- ① 本市によるマスコミ・市民等への名称周知（広報誌等の印刷物やホームページ等における愛称の使用）
- ② 宮古島市スポーツ観光交流拠点施設への看板設置  
宮古島市スポーツ観光交流拠点施設正面入口付近及び西面上部壁面の計2か所  
※看板の面積は30㎡程度とします。
- ③ 宮古島市スポーツ観光交流拠点施設の無償使用权（年5日間以内）  
※利用の条件及び日程については協議を行うこと。

(5) 看板設置等の留意事項

看板設置等については、次の事項に留意してください。

- ① 看板の設置費、撤去費は応募者負担とする。
- ② 看板の設置時期やサイズについては、本市と協議すること。
- ③ 施設名表示のデザインについては、案を作成した段階で本市と協議すること。
- ④ 沖縄県屋外広告物条例（昭和50年4月7日条例第28号）に関する手続きとして、沖縄県へ報告が必要となる。

3 募集要項の配布期間及び応募期間

令和元年11月1日（金）から 令和元年11月29日（金）午後5時まで

応募期限までに、宮古島市ホームページよりダウンロードし、別紙1の提出書類を下記の申込先（問合せ先）まで持参してください。

受付時間は、平日の午前9時00分から午後5時00分までとします。（正午から午後1時まで、土曜日、日曜日及び祝日を除く）

4 質問の受付及び回答

募集要項に関する質問は、次の要領で行ってください。

(1) 質疑書の提出

下記の申込先（問合せ先）あてに、別紙2の質疑書をメールで照会すること。メール

送付後、届いたことを確認するための電話連絡をしてください。また、質問内容については、簡潔に記載してください。

(2) 質疑書受付期間

令和元年11月1日(金)から令和元年11月22日(金)まで

(3) 質疑書に対する回答

上記受付期間に到着した質問の回答についてはホームページへ掲載します。

なお、個別回答はおこないません。

5 選考方法

下記項目について、評価基準に基づき評価を行い、優先交渉権者を決定します。その後、契約条件を協議したうえで契約を締結し、スポンサーとして決定します。

I ネーミングライツ料

提案額に応じて評価します。

II 契約期間

契約希望期間の長さに応じて評価します。

III 施設愛称

親しみやすさ、健全性、ふさわしさ、公共性を総合的に勘案して評価します。

IV 地域貢献度

地域貢献に対する考え方や実績、本市施策との整合性を総合的に勘案して評価します。

V 財務体質

健全性を総合的に勘案して評価します。

6 その他

スポンサーとして決定した後、ネーミングライツスポンサーの名称、所在地、施設の名称、ネーミングライツ料等を公表します。

7 申込先(問合せ先)

宮古島市観光商工部交流推進課

担当: 交流推進係 栗國忠則・亀浜麻子

電話: 0980-73-1046

FAX: 0980-73-5801

E-mail: miyako-dome@city.miyakojima.lg.jp

別紙 1

【提出書類】

書 類 名
① 宮古島市スポーツ観光交流拠点施設ネーミングライツ申込書 (申込書別紙1～3を含む)
② 定款、寄付行為その他これらに類するもの
③ 法人登記記載事項全部証明書
④ 直近3年間の事業報告書、その他当該法人等の業務の内容を明らかにすることができる書類
⑤ 直近3年間の貸借対照表及び損益計算書、その他当該法人等の財務状況を明らかにすることができる書類
⑥ 国税及び都道府県税の納税証明書
⑦ コンプライアンスに関する組織体制やルール等の整備状況を明らかにする書類
⑧ 委任状(代理人が行う場合)

(ア) その他、市が必要と認める書類の提出を求める場合があります。